A ＝－ 0.185 × a ＋ 19.5

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和４年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.185 × b ＋ 18.5

算式Ⅱの符号

b　平成 30 年から令和４年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 100.00 ×（f ／ e）－ 98.00

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和３年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和３年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額

A ＝－ 0.182 × a ＋ 19.2

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和３年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.182 × b ＋ 18.2

算式Ⅱの符号

b　平成 29 年から令和３年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅳ

D ＝ 83.33 ×（f ／ e）－ 81.33

f ／ e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　令和元年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「１．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

f　令和元年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額